犯罪事実確認の対象となる性犯罪（特定性犯罪）について

こどもまんなか
こども家庭庁

○　次の性犯罪について、一定期間内（※）の前科が確認対象

（※）拘禁刑（服役）：刑の執行終了等から20年、拘禁刑（執行猶予判決を受け、猶予期間満了）：裁判確定等から10年、罰金：刑の執行終了等から10年

○　刑法

・不同意わいせつ（176条）
・不同意性交等（177条）
・監護者わいせつ及び監護者性交等（179条）
・不同意わいせつ等致死傷（181条）
・16歳未満の者に対する面会要求等（182条）
・強盗・不同意性交等及び同致死（241条１項・３項）

○　盗犯等の防止及処分に関する法律

・常習特殊強盗致傷（４条）

○　児童福祉法

・淫行をさせる罪（60条１項）

○　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律

・児童買春（４条）
・児童買春周旋（５条）
・児童買春勧誘（６条）
・児童ポルノ所持、提供等（７条）
・児童買春等目的人身売買等（８条）

○　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

・性的姿態等撮影（２条）
・性的影像記録提供等（３条）
・性的影像記録保管（４条）
・性的姿態等影像送信（５条）
・性的姿態等影像記録（６条）

○　都道府県の条例で定める罪であって、次に掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

・みだりに人の身体の一部に接触する行為
・正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、写真機等を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
・みだりに卑わいな言動をする行為
・児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

※一部これらの未遂罪を含む。